

由布市告示第74号

令和2年第2回由布市議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年4月28日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和2年5月1日金曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	鷺野 弘一君
長谷川建策君	佐藤 郁夫君
瀧野けさ子君	田中真理子君
工藤 安雄君	甲斐 裕一君
佐藤 人已君	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和2年 第2回(臨時)由布市議会会議録(第1日)

令和2年5月1日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年5月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第7 議案第45号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第46号 令和2年度由布市一般会計補正予算(第1号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第7 議案第45号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第46号 令和2年度由布市一般会計補正予算(第1号)

---

出席議員（17名）

1番 佐藤 孝昭君	2番 高田 龍也君
3番 坂本 光広君	4番 吉村 益則君
5番 田中 廣幸君	6番 加藤 裕三君
7番 平松恵美男君	8番 太田洋一郎君
9番 加藤 幸雄君	10番 鷺野 弘一君
11番 長谷川建策君	12番 佐藤 郁夫君
13番 淵野けさ子君	14番 田中真理子君
15番 工藤 安雄君	16番 甲斐 裕一君
17番 佐藤 人已君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（3名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚量治君	書記 一野 英実君
書記 生野 洋平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	一尾 和史君
財政課長	庄 忠義君	総合政策課長	佐藤 正秋君
税務課長	佐藤 厚一君	税務課参事	砂田 剛士君
会計管理者	衛藤 哲男君	建設課長	佐藤 洋君
商工観光課長	衛藤 欣哉君		
福祉事務所長兼福祉課長			馬見塚美由紀君
健康増進課長	武田 恭子君	子育て支援課長	小野嘉代子君
保険課長	佐藤 幸洋君	高齢者支援課長	後藤 睦文君
挟間振興局長兼地域振興課長			佐藤 公教君
庄内振興局長兼地域振興課長			大野 利武君

湯布院振興局長兼地域振興課長 ..... 衛藤 浩文君  
教育次長兼教育総務課長 ..... 生野 浩一君  
消防長 ..... 近藤 健君

---

午前10時00分開会

○議長（佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。本日から、地球温暖化対策の一環として、クールビズを実施しております。議会としても、クールビズを推奨しますとともに、感染予防対策としてマスクの着用を許します。

それでは、令和2年第2回由布市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 人已君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、鷺野弘一君、11番、長谷川建策君の2名を指名します。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第2、会期の決定について議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

#### 日程第3. 承認第1号

#### 日程第4. 承認第2号

#### 日程第5. 承認第3号

#### 日程第6. 承認第4号

#### 日程第7. 議案第45号

#### 日程第8. 議案第46号

○議長（佐藤 人已君） 次に、本臨時会に提出されました日程第3、承認第1号から日程第6、承認第4号までの承認4件並びに日程第7、議案第45号及び日程第8、議案第46号の議案

2件について一括して上程します。

市長に提案の理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様には大変お忙しい中、本臨時会に御出席を賜り、心から感謝申し上げます。

それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

本臨時会で審議をお願いいたします案件は、承認4件、議案2件でございます。

まず、承認第1号、由布市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、持続的な経済成長の実現や公平な税制を実現する観点から地方税法等の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第2号、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、令和2年3月31日に適用期限を迎える地域再生法に基づく省令が国税の特例措置等を踏まえて期限の延長が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第3号、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法施行令の改正が行われたことによるもので国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しで、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

承認第4号、由布市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、介護保険法施行令の改正に伴い介護保険料低所得者の軽減強化が図られたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、4月1日付で専決処分を行ったものでございます。

議案第45号、由布市税条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響を緩和するため、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、条例の整備を行うものでございます。

議案第46号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ37億7,115万4,000円を追加し、予算総額を228億4,346万1,000円にお願いするものでございます。

今回の補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する市民生活の支援並びに事業継続と雇用維持対策による地域経済の下支えが最優先課題と捉え、迅速に取り組むべき緊急対策として、市独自の支援策として、売上高が一定水準以上減少している市内の中小企業者及び個人事業主に対する緊急給付金並びに店舗等の賃料支援金の支給、特別融資に対する

利子補給を計上いたしております。

また、生活困窮者等の資金貸し付けに係る継続した支援など早急な体制構築を図るための相談支援事業委託料や、緊急雇用対策として、失業された方等を雇用する受注業者になっていただく市道草刈り業務等の委託料を計上しております。

さらに、市内での新型コロナウイルス感染拡大に備え、地域医療体制の維持と市民の健康及び安全を確保するため、感染症発熱外来の設置に伴う感染予防対策費を計上いたしております。

また、昨日、4月30日に国の第1次補正予算が成立したことを受けまして、生活の維持及び家計への支援を行うため、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金を計上したところでございます。

今後も感染拡大防止策の実行により市民皆様の健康を守るとともに、市民生活や地域経済の安定に向け国の緊急経済対策事業等を十分活用するなど有効な対策を講じていながら、この国難とも言うべき苦境を市民皆様方と一緒に乗り越えていきたいと考えております。

以上、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、詳細説明を求めます。

まず、承認第1号及び承認第2号について、続けて詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 厚一君） 税務課長です。承認第1号及び承認第2号について詳細説明をいたします。

まず、承認第1号について詳細説明させていただきます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。令和2年5月1日提出、由布市長。

裏面をごらんください。専決処分書でございます。令和2年3月31日付で専決処分を行っております。

詳細の説明につきましては、11ページからの新旧対照表により説明をいたしたいと思っております。

この新旧対照表には、左上に由布市税条例等の一部改正新旧対照表（第1条関係）とございますが、今回の改正は第1条から第3条まででございますが、これは1つの条文の施行日ごとの段階的改正及び以前の改正条例の改正を行うための措置でございます。

説明中、条文が前後いたしますが、御了承くださいますようお願いいたします。

まず第24条の1項第2号、第1条関係及び58ページをお願いします。58ページの第3条関係の中の3条でございますが、この2つは個人の市民税の非課税範囲について、寡夫を対象か

ら外し、ひとり親を対象に追加するものでございます。

11ページにお戻りください。お願いします。

第34条の2は、所得控除につきましても寡夫を対象から外し、ひとり親控除を追加するものでございます。

13ページをお願いします。

第36条の3の2及び次のページの同条3の3につきましては、給与所得者や公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合にはその旨の記載を不要とする等、所要の措置を行うものでございます。

16ページをお願いします。

第54条第5項につきましては、固定資産税の納税義務者について、調査を尽くしてもなお所有者が明らかにならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができる規定の新設による改正でございます。

20ページをお願いいたします。

第74の3につきましては、固定資産税の申告につきまして、資産の所有者として登記または補充課税台帳に登記または登録されている個人が死亡している場合、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができることになった改正であります。

第75条では、固定資産に係る不申告に係る過料について、現所有者についても過料を科することと改めたものでございます。

21ページ及び56ページになりますが、それぞれ第94条第2項が記載されておりますが、たばこ税の課税標準につきまして、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、2段階で見直しを行うものでございます。

22ページをお願いします。

第96条は、たばこ税の課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化を図るものでございます。

24ページをお願いします。

附則第3条の2及び次のページ、25ページの附則第4条につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の見直しに伴う規定の整備でございます。

27ページをお願いします。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を3年延長するものでございます。

38ページをお願いします。

38ページの附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例につきまして、

新たに低・未利用土地等を譲渡した場合の課税の特例が創設されたことによる改正でございます。

39ページをお願いします。

39ページ、附則第17条の2第1項及び40ページの第2項は、優良住宅地の造成等のため土地の譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するものでございます。

47ページをお願いします。

47ページの第31条第3項及び52ページでございますが、52ページの第50条及び55ページの第52条はともに、法人税法において連結納税の廃止に伴い、通算法人ごとに申告等を行うことによる改正でございます。

51ページをお願いします。

第48条の9につきましては、通算法人について、課税標準を法人税額とすることとなったことによる規定の削除でございます。

58ページをお願いします。

これは第3条ですが、これは平成31年の条例第14号の由布市条例の一部改正を改正するものでございます。

第3条は、先ほど11ページの第24条で説明しましたとおり、個人の市民税の非課税範囲について寡夫を対象から外し、ひとり親を対象に追加することによる改正でございます。

以降は、改元に伴う改正でございます。

以上で、承認第1号の詳細説明を終わります。

次に、承認第2号について詳細説明をさせていただきます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。令和2年5月1日提出、由布市長。

裏面をごらんください。専決処分書です。令和2年3月31日付で専決処分を行っております。それでは、2ページからの新旧対照表により説明をいたしたいと思っております。

この改正は、固定資産税の不均一課税及び課税免除に関するものの修正であります。主に改元による修正でございます。

4ページをお開きください。

第5条1項及び6ページの2項は、地方活力向上地域内において、地域再生法に規定する施設を設置する固定資産税の課税免除及び不均一課税の対象となる期間を2年延長するものでございます。

施行日は令和2年4月1日からとなります。

以上で、承認第2号の詳細説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、承認第3号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長でございます。承認第3号について御説明いたします。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。令和2年5月1日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

令和2年3月31日付でいたしました専決処分書を添付してございます。

次のページは、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正文であります。

改正内容につきましては、1枚めくっていただきまして、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の上段から。第3条第2項につきましては基礎課税額の課税限度額を61万円から63万円に、第4項は介護納付金課税額の課税限度額を16万円から17万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

続きまして、第22条につきましては、保険税の軽減による減額後の基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額につきましては、第3条と同様に、61万円から63万円に、16万円から17万円に改正するものであります。

同条の第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乘すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に、第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定における被保険者の数に乘すべき金額を現行51万円から52万円にそれぞれ引き上げ、軽減世帯の拡大を図るものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則の第11項及び12項につきましては、土地基本法等の一部改正により、租税特別措置法の長期譲渡の特別控除に係る条文、第35条の3第1項をそれぞれ加えるものでございます。

この一部改正する条例の施行日につきましては、令和2年4月1日となっております。

ただし附則の11、12項の改正の規定につきましては、施行日を令和3年1月1日というふうになります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、承認第4号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（後藤 睦文君） 高齢者支援課長です。承認第4号について詳細説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定によ

り、由布市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。令和2年5月1日提出、由布市長。

裏面をごらんください。専決処分書でございます。下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和2年4月1日、由布市長。

由布市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の改正を行ったものであります。

介護保険法施行令の一部の改正で保険料の減額賦課の基準が改正され、第1号被保険者について、低所得者の保険料の軽減強化が行われております。

由布市の第7期介護保険事業計画期間、平成30年度から令和2年度まででございますが、保険料所得段階が10段階ございます。今回の改正で、世帯全員が市民税非課税世帯に該当する第1段階から第3段階について、消費税率引き上げによる増収分の公費を財源として、低所得者の保険料軽減を強化いたします。

新旧対照表をごらんください。第4条第6項以降であります。

第1段階介護保険料の減額賦課による保険料率は現行の0.375から0.3、保険料年額では2万9,182円から2万3,346円に、第2段階で保険料率は現行0.625から0.5、保険料年額は4万8,637円から3万8,910円に、第3段階で保険料率0.725から0.7、保険料年額5万6,419円から5万4,474円となります。

軽減分の負担割合は、国2分の1、県4分の1、市4分の1であります。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第45号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 厚一君） 税務課長です。議案第45号について詳細説明をさせていただきます。

議案第45号、由布市税条例の一部を改正する条例、由布市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和2年5月1日提出、由布市長。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急対策における税制上の措置を図るために改正するものでございます。

それでは、新旧対照表のほうから説明をさせていただきます。左上に、由布市税条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）とございますが、今回の改正は、第1条と第2条でございます。これは、1つの条文の施行日ごとでの段階的改正及び以前の改正条例の改正を行うための措置でございます。

第1条の関係は、公布の日から施行されます。

第2条関係は、令和3年1月1日からとなっております。

まず、第1条のほうから説明させていただきます。

第10条につきましては、中小事業者等に対する固定資産税の減免措置についてでございます。法附則第61条は、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税額等の軽減措置を拡充するものでございます。

法附則第62条につきましては、新型コロナウイルスの感染症を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業等を支援する観点から、適用対象を拡充し、また適用期限につきまして延長するものでございます。

10条の2では、附則第62条の固定資産税の課税標準額に乗ずる割合をゼロとするものでございます。

次のページをお願いします。

第15条の2では、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、その適用期間をさらに6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

第23条では、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続等に関するものでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して収入が大幅に減少した場合において、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税金につきまして、無担保かつ延滞金なしで1年間、その徴収を猶予する特例についての手続を定めたものでございます。

次のページをお願いします。

第2条関係でございます。これは令和3年1月1日からになりますが、第10条につきましては、第1条で御説明した内容に変わりはありませんが、条番号の読みかえになります。

第24条は、新型コロナウイルス拡大防止のために中止等をした行事であります。事業主に対する払い戻し請求権を放棄した者への税法上の市民税の寄附金控除を新たに適用するものでございます。

第25条は、新型コロナウイルス感染者に関する住宅借入金特別税額控除の特例に関するものでございます。住宅ローンを借りて住宅の取得等をした場合、住宅ローン減税の控除の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居期限が令和2年12月31日、通常であればそうありますが、おくれた場合でも、一定の要件のもと、令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の期間を1年延長するものでございます。

以上で、議案第45号の詳細説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第46号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。議案第46号、令和2年度由布市一般会計補正予算

について、詳細説明をいたします。

議案第46号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第1号）、令和2年度由布市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37億7,115万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228億4,346万1,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年5月1日提出、由布市長。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。2ページにかけまして、歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

次に、3ページから、補正予算事項別明細書となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、特定財源として歳出科目に充てられているものにつきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

20款1項1目繰入金の節区分2、基金繰入金は本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰り入れを増額しております。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、まず、2款1項1目一般管理費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（特別定額給付金）は、家計への支援を行うため、本年4月27日の基準日において住民基本台帳に記録されている市民1人につき10万円を給付する特別定額給付金及び給付事業に係る事務経費を計上しております。財源につきましては、国の特別定額給付金の給付事業費及び事務費補助金を充当しております。

次に、3款2項1目児童福祉総務費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（子育て臨時給付金）は、子育て世帯を支援するため、児童手当の受給世帯に対し、対象児童1人につき1万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金及び給付事業に係る事務経費でございます。財源につきましては、国の子育て世帯臨時特別給付金の給付事業費及び事務費補助金を充当しております。

次に、10ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護総務費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（生活保護）につきましては、現在実施しております生活困窮者自立支援事業による総合支援資金の貸し付け申請が急増しており、支援プランの策定やそれに基づく継続した支援など早急な体制構築を図るべく、由布市社会福祉協議会での専任職員の配置に係る相談支援事業委託料をお願いするものでございます。

次に、4款1項4目予防費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（予防）につきましては、市内での新型コロナウイルス感染拡大に備え、市民の発熱や風邪などの症状による不安の解消を図るとともに、地域医療体制の維持と市民の健康及び安全を確保するため、大分郡市医師会が設置をする感染症発熱外来の仮設ユニットハウス借り上げ料などの感染予防対策費を計上しております。

次に、7款1項2目商工振興費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）につきましては、中小企業者等の事業継続と雇用維持対策として、本年2月から6月までのうち、1カ月の売上高等が前年同月比で15%以上減少した市内の中小企業者及び個人事業主に対して、1事業所あたり10万円の緊急給付金、または店舗等の賃料の2分の1、上限月7万円を3カ月間支給する店舗等賃料支援金を支給するほか、3月補正で債務負担行為を設定いたしました緊急対策特別資金利子補給等を計上しております。

次に、8款2項1目道路維持費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（道路維持）につきましては、市内事業者の休業等により失業された方等の緊急雇用対策として、当該の方を雇用する受注業者に担っていただく市道草刈り業務等の緊急雇用対策に伴う委託料を計上しております。

それから、14ページからは、報酬及び職員手当を補正しましたことから、給与費明細書を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程され、議題となっております各議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議にすることに決定しました。

これより審議に入ります。

まず、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） 13番、淵野です。

税務課長にお伺いします。11ページの24条の2、「障害者、未成年者、寡婦又は寡夫」です。これが、「寡婦又はひとり親」というふうな表現になっておりますが、対象がふえたということと認識してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 人巳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 厚一君） この寡夫の取り扱いあるいはひとり親の取り扱いにつきましては、やはり税法上なかなか公平がとれていないということで、議員おっしゃるように、そういったものを、範囲を広げるためにふえたということでございます。

○議長（佐藤 人巳君） 瀧野けさ子さん。

○議員（13番 瀧野けさ子君） ちょっと今聞き取りにくかったんですけども、要するに、今までは、結婚してなくてひとり親の方もありましたね。その方々は対象にならなかったんですけども、今回から、そういう婚姻外の方も対象になるということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 人巳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 厚一君） 議員、おっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤 人巳君） ほかにございませんか。佐藤郁夫さん。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 12番、佐藤郁夫です。

16ページの固定の部分で、使用者が不在ということで、震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合には、その使用者を所有者とみなすということで、前もございましたけれども、これまでこの件数、由布市内でどれだけ件数があったのか。また、これを不明者として調査する期間はどれくらい今までしてきたのか。それから、例えば災害等でわからなくなって、そこを牧草地とか畑地、原野等々使いながら、Aさん、Bさんおったときに、どの方を所有者とみなすのか。そういう問題がなかったのかどうか、税務課長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 厚一君） その部分につきましては、今ちょっと調査結果等は持ち合わせをしておりませんので、調べてまたお答えしたいと思います。

○議長（佐藤 人巳君） 佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 私も過去、こういう事案は相談を受けました。非常に、本来ならば相続者が、兄弟何人かおられて、そういう方がやっぱり当然固定をかける分だと私も思っていました。なかなかそういう事案がない事案がかなりあります。仕方がなく国のほうも、こういう状況でどこからかやっぱり租税をいただくということでございますけれども、地域の方にとりましてはやむを得なく家屋等を含めまして近所の方がお世話するという状況もありますし、租税を取ったならば、今後、Aさん、Bさん、Cさんなりが、相続者というか、地権者にかわってお金を納税をするわけですから、その後の所有権等々どうなるのか、そういうこともやっぱりきちっと調べておかないと、善意でしたものが、後々に非常にそのまた世話をする人の家族の負担になると、そういう状況もございますので。きちっとやっぱりこういうお願いをする分でございますけれども、地域は地域でやっぱりその対応をしていただかないと困るのではないかなと心

配されますので、税務課長、いかがですか。

○議長（佐藤 人巳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 厚一君） 今、現に使用されている方につきましては、固定資産税等につきましても代理の納付ということでお願いしている部分もございます。一応、ここの部分につきましては、いろいろ調査等で把握できないところについて、わかりやすく整備されたものだと感じておりますが、議員おっしゃるように、そういったこともありますけど、そこはまた後々ちょっと考えるべきかなと思っております。

○議長（佐藤 人巳君） 佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 3回目です。

本当にこういう問題は悩ましい部分でございまして、やっぱり税はいただかなければ国家としてやっていけないというのはわかるんですが、地域で地域を支えている皆さんについては地域の皆さんに御迷惑かからないような、やっぱりそういうことも皆さんで考えていってほしいと。また、調査期間もきちっと。やっぱり特定するならば、そういう状況を捉えてやっていただきたいということでございます。

答弁は結構です。ぜひ、そういう調査もよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） ほかにございせんか。加藤幸雄君。

○議員（9番 加藤 幸雄君） 今の16ページの固定資産税の所有者が不明の件ですけども、湯布院の中でも、購入して期間がかなりたっていて、代がもう2代も3代も変わっているところがあるんです。そうすると、お孫さんとかひ孫さんが、そんなところに土地があったのかというような方がかなりおられます。ということは、それだけ3代後の人がもういなければ、こういう土地というのは必ず出てくるんじゃないかなと思うんですけども、使ってる人がもしいなかったとき、そういうときはどういう形を考えているのか、お願いします。

○議長（佐藤 人巳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 厚一君） 使っている人がいない場合には、かわりの納付される方の代納という形で今お願いしたりしてそういう相続人等をお願いしているというふうに思っております。

○議長（佐藤 人巳君） 加藤幸雄君。

○議員（9番 加藤 幸雄君） どうしてもわからないときは、その自治体の方とかが何かしないとちょっと草がぼうぼうになっているとか周りが壊れているとかいうことも出てくるんで、そのときは市のほうで何か手を打つということなんですけど、市のほうで行うとかいう形、市の財産にするとかいうのも含めながら、そういうことはあるんですかね。

○議長（佐藤 人巳君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをいたします。

今回のこの部分について課税対象の条文ですので、その不明の土地をどうするかというのはこの条文とは関係なく別の施策で対応しないといけません。ただ、不明な土地を全部市有地にするということは今のところ考えておりませんが、そういった対策も今後必要になってくるとは思っておりますけれども。今回の条文はそういう土地の課税をどうするかというものでございますので、今の質問に対してはそういうお答えをお願いをしたいと思います。

○議長（佐藤 人巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、由布市介護保険条例の一部を改正する条例を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第45号、由布市税条例の一部を改正する条例を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第46号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第1号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。瀏野けさ子さん。

○議員（13番 瀏野けさ子君） 一括質問ということなので、全てに網羅すると思いますが、よろしく願いいたします。

質問の前に、本当に未曾有の災難とっております。コロナウイルスの感染予防については、国、県と予算が多いので多岐にわたっているんで、特に連携をしっかりと密に取っていただき、取りこぼしのないようにお願いしたいとっております。

また、支援策はいろいろあるんですが、給付はもう返さなくていいもの、貸付は返さなくてはならないもの。それから猶予っていうのがあります。これが1番お金を、税金ですね、固定資産税とか国民健康保険税、介護保険料とか一時猶予がありますので、今払わなくてよいものですね。ですから、1番即効性があると思います。そのためにはやはり市町村の役割はものすごく大きいと思います。例えば、固定資産税を今回は苦しいから分割にしてといったときに延滞料がつきますとやっぱり言われた人がいますので、しっかりと市民に説明と対応をお願いしていただきたいという事をまず先に申し添えて質問させていただきます。

8、9ページのコロナウイルスに対する緊急対策、特別定額給付金1人10万円のものですが、これは由布市として申請書は何日ごろ出されるのか、予定なのか。また、市民の皆様の手元に届くのはいつごろなのか。予定といたしますか、教えてください。

それとあと、DVですね。DVで世帯主は由布市にいるんだけど、子どもと奥さんは市外にいるということも考えられます。そういう方を掌握されているかと思うんですけど、そう数はいないかと思うんですが、掌握されていたら教えてください。そういうリストがあるのかどうか。

それから、児童施設ですね。児童養護施設等に入られている人もいらっしゃるかと思いますが、そういうところの対応をお聞きいたします。

それから、4月27日が基準日となっております。これは確認ですけれども、では、27日に亡くなった人も入るのか。27日に生まれた人も入るのか。それを確認させていただきたいと思っております。

それから、次にその下の3款2項1目コロナウイルス緊急対策の子育て臨時給付金のことについてお伺いいたします。これは申請が必要なのか、一人一人1万円というふうに聞いておりますけれども、申請が必要なのか、いつもらえるのか、それから支給方法も教えていただきたいと思っております。

それから11ページの3款3項1目生活保護総務費なんですけども、これは生活困窮者自立支援法に基づくもので総合支援事業の困窮者の申し込みが社協のほうでしていただいておりますけれども、今現在相当な人数になっているとお聞きしておりますが何人ぐらいなのか。

それとあわせて住居確保給付金というのがあります。これはそもそもともと由布市も生活困難の自立支援事業の中で横出し事業として出していた分があります。このことも困っている方がおられると思います。家賃が払えないというこのコロナウイルスの関係で、もう家賃も支払いができないという方もおられると思います。そういう方々の相談もお受けしているのかどうか。もしというか、多分あるかと思うんですけども、懇切丁寧に対応していただきたいと思います。これは横出し事業として由布市も以前実績がありますので。実績というか予算計上したことがありますので、多分わかると思います。

その次に、4款1項4目予防費なんですけども、発熱外来を設置していただくということをお聞きしました。場所は言わないということをお聞きしているんですけど、消毒液等は足りているのかどうか。それをお聞きしたいと思います。

それから最後に13ページの7款1項2目商工振興費、これ由布市独自で2月から6月までに1カ月15%収入が減った方という形でお聞きしております。家賃上限が7万円で2分の1補助が3カ月。家賃を支払わない人は10万円ということをお聞きしているんですけど、これは由布市に住民票があるに限るというふうに認識しているんですけど、ちょっと逆に質問された方がいるんですけど、由布市に住所があって、じゃあ別府とか大分に店舗がある人には、大分市や別府ではそういうのがないんですね。やっぱり由布市と同じで由布市に住民票がある人に限りその対象になるんですけども。逆に由布市に住民票があって、別府とか大分にお店があって大変な方に対しての支援というのが考えられるのかどうか。お聞きしたいと思います。

以上です。あとは再質問でまたします。

○議長（佐藤 人已君） 総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。まず、1番初めの御質問にお答えをいたします。

特別定額給付金の事務につきましては、国の補正予算の成立を待たずに手探りの状態で準備を進めておりました。その上で最大限取れる対応を講じまして市民の皆さま方に申請書、あるいはその書き方の記入例、お知らせ等をお送りするのが5月の中旬というふうに考えております。

支給については申請書類の処理をする方にもよりますが、今時点では申請書を受け付けてから10日から2週間の間には口座の振り込みができるというふうに考えております。ですので、早い方については今月中、今月下旬になるんですけど、振り込みができるというふうに考えております。

また、DVの関係なんですけど、由布市にお住まいの方で被害を受けている方については27日から30日までの間に申請はございませんでした。あと、逆のパターンですね。これについては県のほうが把握をして市のほうに通知をしていただくということになっております。

それと、基準日の27日なんですけど、生死というのにかかわらず4月27日の住民基本台帳

に登載をされている方が対象というふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長です。答えいたします。

子育て特別給付金の申請なんですけども、公務員以外の一般の方におきましては、児童手当で情報を活用することを想定しており、対象児童や銀行口座情報等の情報が既に市町村に由布市にあることから、事前に子育て特別給付金が不要である場合や銀行口座情報等を変更、廃止した場合は、届け出てもらうことを前提に、市町村の定める期限までに連絡がないことをもって本人の受給の意思を確認することで子育て特別給付金の支給を児童手当の口座に入金する予定としております。

期日ですが、6月12日に児童手当を入金しますので口座としては子育て特別臨時給付金というところに1万円かけ子どもの数の金額、そして、もう一つ児童手当が幾らということで2項目に分かれて入金するようになっております。しかしながら、あの公務員さんにおいては口座情報を把握しておりませんので一度所属長の方から児童手当をいただいているという証明をもらって、本人の方に申請をしていただいた上での支払いになりますので、公務員の方は少し期日が遅れるんですが7月の第2週ぐらいを支払い予定としております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（馬見塚美由紀君） 福祉事務所長です。お答えいたします。

貸し付けにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、失業や休業などにより生活資金でお悩みの方に、社会福祉協議会が実施主体として、申請受け付け、給付を行なっております。その部分につきましては、由布市の社会福祉協議会には4月24日時点、ちょっと1週間前になるんですけども、相談受付数が86件ということで、多分今もう100件は超えているのではないかと感じておまして、3月末から件数が増加しているというふうに聞いております。

それから、住居確保の給付金につきましては、この部分につきましては、生活困窮者自立支援法の規定に基づきまして、離職や自営業の廃業により、経済的に困窮し住居を失う、または失う恐れがあり、今後の就職活動のために住居を確保する必要がある方に対して家賃相当額を支給するような制度となっておりますが、この度新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえまして、対象が拡大をされております。市には4月23日以降相談が12件程度ありまして、1日今3件ぐらいお受けして各庁舎に出向いての相談等を行っておりますし、社会福祉協議会のほうでも資金貸付とあわせて相談される場合にはそちらの方も一緒に相談を受け付けているということで、できるだけ皆様方の支援になるようにということで対応をさせていただいているとこ

ろです。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（武田 恭子君） 健康増進課長です。

発熱外来の消毒液の在庫につきまして、御質問にお答えいたします。発熱外来では、手指アルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム消毒液等の使用を予定しております。こちらにつきましては、当初、市のほうで備蓄品として持っておりましたものを、各施設に配布はしたんですけども、今のところこの発熱外来等の状況に応じて在庫を確保しておりましたので今後の状況にもよりますが、十分な量はないもののある程度のもは用意しております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 商工観光課長。

○商工観光課長（衛藤 欣哉君） 商工観光課長です。お答えをいたします。

先ほど店舗等の賃料の支援と緊急の給付金の中でございました内容についての補助の対象者ということでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられました2月から6月のうちで1月間の売り上げが前年同月に比べて、15%以上減少しているという方で、市内に本店または主たる事業所を有する法人と、市内に主たる事業所及び住所を有する個人、個人事業者の方とかを対象にしておりまして、市内に住民はあるけれども大分市の方で事業を展開されている方、それから、市内に住民票はないけど由布市で事業を展開されている方は対象外とさせていただきます。市民である事業者を守り、事業を継続していただく施策として、店舗等の賃料等緊急の給付を行うようにしております。他市の出身の方につきましては、国の持続化給付金等を利用させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） browse けさ子さん。

○議員（13番 browse けさ子君） 再質問させていただきます。

まず最初に、特別定額給付金のことから再度お聞きします。5月の中旬くらいに申請書を出して、それが返ってきて、それが10日から14日ぐらいかかるということなので、要するに早くて5月の末、早い人は5月末にはお手元に届くということですね。いろんなところでニュースが入ってきて、もう既に配ったところもありますし、議会からの要望の中に国から金が入ってくるのがわかっているんだから市が立てかえできないかというような、そういう要望もあったわけですけども。まずいろんな形で市町村が知恵を絞りながら、今、1日も早くお手元に届けようという体制でいると思います。由布市としては、今の課長が答弁したとおりでありますけども、なるべく早く手元に届けるような形でしていただきたいと思います。基準日が4月27日なので、

その基準日に死亡した人も出産した人もオーケーということですね。

市町村にDVの逆パターンがあるとお聞きしたんですけど、逆に由布市にそういう方が来ているっていうことがあるということなんですかね。それと、養護施設なんかは施設のあるところから払われるのかどうかということをもう1回聞きたいと思います。なにしろ3回ですからまとめて聞きます。

あと、子育て臨時給付金ですけども、公務員の方はちょっと遅れるだろうと、一般の人であれば6月12日ころにということで、申請が必要、口座がかわったりした人は申請がなければできないということで、それはもうもれなく連携は取れるということですかね。それをちょっと聞きます。

次に、生活困窮者、よくわかりました。今後もまたふえるかと思しますのでどうぞよろしくお願いたします。

最後の発熱外来もよくわかりました。私、商工観光課長にお聞きしたかったのは、逆パターンの、言われることはよくわかるんですけど、市独自の、由布市に住民票があっていて、そして由布市の人なんだけど別府とか大分に、そして先ほどの由布市独自のも国の補助も受けられますよね。そして、由布市独自のがあります。そうすると、由布市に住所があって、別府とか大分に事業されている方にとっては、ちょっと何か片手落ちなのかなというような気もしたもんですから。ちょっと相談されたもんですから。今後、そういう考える余地があるのかどうかをお聞きいたします。これ全部で相談2回目。

○議長（佐藤 人巳君） 商工観光課長。

○商工観光課長（衛藤 欣哉君） お答えをいたします。

やはり由布市内で事業を展開されている方につきましては、そういうお店に地域の方を雇用されているというような状況もございますので、やはり由布市内で事業をされている由布市民の方を対象にしていきたいと思っております。特に、今回こういうような形で予算を計上させていただいた中で非常に財政的に市も厳しくて、新たな財源を確保していかなきゃならないというような状況の中で何とかして市民の事業者の方を守っていくということで政策としてやっているということを御理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長です。

スケジュール、流れを再度説明させていただきます。5月15日から20日ぐらいにまずは受給者へ給付受給辞退の届け出を個別通知をさせていただきます。通知発送から2週間を辞退申し出期間に設定しております。その間に辞退申し出がなければ児童手当の口座へ振り込みというこ

とにさせていただいております。その2週間の間に例えば口座変更等の申し出がありましたら、その方たちは少し振り込みが6月12日から少し時間が下がるんですけども、申請が出た時点から随時支払いのほうかけさせていただいて、対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） DVの関係でお答えをいたします。

逆のパターンと先程私が申しましたのは、住民票が由布市にあって、何らかの事情でよその自治体に出られている、逃げられているという方については、その自治体で申請をして給付を受けるということになっております。その申請を受けた自治体は県のほうに報告をして、県から今度由布市のほうに連絡がきて、由布市はその方の分についてはもう既に支給していますよという処理を行うということになっております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 3回目です。最後です。

るるいろんな国の制度、それから県の制度、それから市の独自の制度とあります。私、1番住民の皆さんに知っていただきたいこと、それはこういう制度があるんだということを知っているのと知らないのは大きな違いがあるんです。大きな差があります。知らんやっただか。いろいろ広報とかでもしてくださるとは思うんですけども、やっぱりそこでは網の目で抜ける人もいますし、やっぱりそれが1番の今回の事業の本当に難しいところかなと思います。

最後に市長にお聞きしたいんですけども、こういう制度が知らなかったというような人が本当に多くいないためにもしっかり広報をしていただきたい、このように思います。例えば、県の生活困窮者自立支援事業の中で対象者は離職などにより住居を失ったか、または失う恐れのある方が対象になっているんですけど、4町村在住者と書いているんですよ、県の補正予算の中には。由布市はこの中に入っているのかなと。由布市のことが1番気になりますので、そういうことをすごい心配したわけなんですけども。県との連携も取りながら、しっかりこういうものがあるんですよ、困った人はいつでもここに窓口がありますからというふうにしっかり広報していただきたいということと窓口の税金関係の方、税務関係の方、湯布院、挾間もそうなんですけど、そういう方に対してはしっかり説明と対応をしていただきたいと思いますが、最後に市長に一言お願いします。

○議長（佐藤 人巳君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えいたします。

市民の皆様へのいろんな制度のお知らせについては、今わかりやすい形でということで今校正

作業を進めております。5月中にはお手元に届くように、今のところ市報に載せるかということと、また別だてでということとあるんですけども、今方向は考えておりますけども、今わかりやすいような形でお知らせする準備を進めておりまして、5月中には市民の皆さんにお届けしたいと思っております。

それと、今後のいろんな対応につきまして、迅速に、また、他市町村の状況、また県の状況等も十分注視しながら、遅れることのないように、また迅速に適正に対応していきたいと思っております。

今いろんな、定額給付金もそうですけども、いろんな物理的な作業がどうしてもかかる部分がありますけども、それも職員全員を何班かに分けてローテーションを組んで、夜もかかってもそういう作業をなるべく短くするように今職員も特別チームを作って、さらにそれに入っていない職員も業務外で作業に当たるといった体制をとって、なるべく早く市民の皆様にお届けしたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 人己君） ほかに質疑はありませんか。加藤幸雄君。

○議員（9番 加藤 幸雄君） 今、市長のお答え、大変ありがとうございます。ただ、きょうテレビを見ていましたら、10万円もらった方がもうおられたですね。やっぱりああいうことは、今度の副市長がスピード感を持って仕事をやりたいというお話をこの前されておりましたんで、やはり市民の方が少しでも喜ぶことは早めに。もう後で入ってくることはわかってるんで、それは早めにやっていただきたいなというふうに思います。

それから、発熱外来の件ですけども、消耗品に30万円上がっていますけども、発熱外来やったとき、もしコロナの方来られたりしたらこんなもんじゃ足りないだろうな、防護服にしてもマスクにしても。それからその下の薬品の処分手数料がありますけど、これ別個の処分の仕方しなきゃいけないんで、マスク関係にしても、別の袋に入れて別の運搬方法になるかと思っております。そうすると、これじゃあ少なすぎるんじゃないかな。

それから、機械器具の借り上げ料が上がっておりますけど、どういう機械器具を借りて、台数は何台ぐらいにするのか、その辺のところこれではちょっと見えないんでその辺のところを教えてくださいたいのと。

実際、今の医療従事者、かなり皆さん疲れております。中にはもう私看護婦辞めようかなと思っておりますという方もおられます。ただやはり、ナイチンゲール精神ですかね。やはり患者さんを守るのが私たちの仕事だということで皆さん一生懸命やっておりますんで、もし、臨時の医療従事者を雇用する場合にも、何らかの補填をしてあげると、医療機関なり介護施設にしても大変助かるのではないかなと思っておりますので。この後のことになるのかもしれませんが、そのところの対策をちょっと教えておいていただけたらと。

それから、新型コロナウイルスの道路維持の管理について、緊急雇用対策の事業として行われるみたいですが、草刈り業務をちょっと慣れない人がやれば怖いのかなという部分もあるんでお雇いになるときに、こういう経験ありますかとかいうこと多分やられると思うんですけども、それ辺のところ安全安心を確保したやり方をお願いしたいなと思います。

それから、今までこういう草刈り業務とか側溝の清掃っていうのは当然やられていたことと思うんですけども、そうするとあとで今までやっていた分がなくなる減額分っていうのがまた出てくるのかなという気がしますが、その辺のところについてちょっと教えてください。

○議長（佐藤 人己君） 健康増進課長。

○健康増進課長（武田 恭子君） 健康増進課長です。ありがとうございます。

発熱外来のほうにつきましては、備品等のことを御心配いただいているということで、発熱外来自体が各医療機関さんから自分自身が発熱等があつて心配だと言われる方を本来は医療機関を受診してっていうふうな診察をするというふうなことがあるんですけども、当初相談等を受け付ける場所ということで発熱外来を設置するような形になります。その中で、お話を聞く中で検査等を実施する場合もあるかと思えます。ただ、重症の方については、また本来の保健所さんを通じての帰国者接触者外来等がありますので、そちらに行くような流れも考えられています。ですので、軽症の方と言ったらあれなんですけど、診察等に関しましては簡便な形での行為が行われるようなものを想定しております。ですので、物品としましては、非接触型体温計やパルスオキシメータ、酸素を測る分ですね。あと、聴診器やベッド、椅子、そういったものを想定しています。一時的なものなので購入の分がこの予算上上がっているんですけど、市内の医療機関さんとの御協力もいただけるということを想定した上での備品の予算等を上げさせていただいております。

あと、医療廃棄物のボックス等の処理につきまして、こちらのほうは現在1回の処理が5,000円ほどっていうふうなことも算定しておりますので、それが3カ月続いたとしていて、それぞれあの医療機関の方々が来られて10名分ということで、3カ月ほどの期間を想定して出させていただきます。これがまた長くなりましたら、予算等をお願いするようなこともあり得るかもしれないというふうに想定しております。

あと、医療従事者の方が大変医療に出されていて、とても困窮されているっていう話をいただきました。今回の発熱外来というものは医療機関さんに直接患者さんが行かれて、その医療機関では対応をお困りっていうふうなところの解消を踏まえた施設になりますので、医療機関さんのほうも少しでも市民の方に不安を与えず医療機関のほうも正常な診療ができるような体制を整えるべきものだと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。お答えいたします。

先ほどの委託料の件なんですけど、先ほど詳細説明にもございましたけど、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、市内のホテルとか旅館等で失業したり、休業に追い込まれた方々に対しまして、市内の建設業者がその方々を雇用する場合に限って、そういうのを条件にして、今回委託するものでございます。

先ほどの草刈りの件が出ましたけど、本来であれば、草刈り機に関しましては、使用等の講習等受けた上であるようになっていくのが原則でございます。それも市内の建設業者の方は熟知していると思いますので、雇用した方々に、いきなり草刈り機を使わせるようなことはないかとは思っています。というふうに考えております。

それから草刈り業務等については、通年、令和2年度でも予算として組んでおります。今回は雇用の対策という一環として、先行して発注するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 追加説明させていただきます。発熱外来は、これは一般の方は来られません。あくまで市内の医療機関の先生方の判断によって、先生方に電話なり診察した上で、先生方が判断した上でやるものですので、完全予約、先生方の指示によって、そこで診察をするということですので一般の方がちょっと心配だと言って来られるところではなくて、あくまで先生方の指示によって、そこで処置といいますか診察をするということですのでその辺は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤 人巳君） 加藤幸雄君。

○議員（9番 加藤 幸雄君） 発熱外来は各医療機関が輪番制みたいに今やっている部分があります。部屋をつくっているところもありますし、車の中でみているところもあります。やはり熱が37度5分、2日間、3日間続いたという方も来られているみたいで、そのときにはもう最初から病院とか医院の中に入れなくて、その部屋なり車の中で診察をするというような形をとっておりますので。やはり医療機関にしてみると、ちょっと辛いというか厳しい今時代になっているところがあるんで、やはりその辺のところもう少しですね執行部のほうもある程度勉強されて。やはり医療機関の苦しみっていうのはやっぱり経験者じゃないと多分わからないと思うんですけど、かなり厳しいものがあります。だからやはり患者さんが今来るんじゃないか、今来るんじゃないかと思うその緊張感でなかなか夜も眠れないとか、やっぱりそういう方も何人かおられるみたいなんです。ですからやはりそういう気持ちを和らげてあげるような形のことを何か考えていただければ、やはり医療従事者の方も安心して治療に専念できるんじゃないかなというふうに思いま

すので。市のほうとしても何かこういう要望があったら聞いてあげますよっていう大きな気持ちを持ってもらうといいんですけどね。そういうことを含めた予算が今回はないみたいですけども、次回にはまた上がってくるかなと思いますけど。それのところやっていただけるかどうかだけでもお願いします。

○議長（佐藤 人巳君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 今おっしゃったことは医師会と十分協議をしていますし、医師会の先生方がそういう心配があるのでぜひ自分たちで発熱外来を作りたいということで提案がありまして、市もそれを受けまして、医師会の方に正式に市から発熱外来の設置をお願いしますということでこちらからお願いをして。この発熱外来、あくまで市が設置するのではなくて、医師会が設置するものでございます。これはもう医療法で市はそういうことは設置できませんので。それに対して市はそういった備品といいますか、施設にかかる費用だとか、そういったものは市でちゃんと負担をしましょうということで、先生方の意見を踏まえた上で先生方が今議員がおっしゃるような心配があるということでそういう方々は別に診察をしようということで発熱外来を設置するということでございます。ですから、この発熱外来で診療する先生方は別に雇用するわけではなくて、市内の先生方が変わりばんこに輪番制でそこでその発熱外来の診療に当たるということになっております。

まだ、細かな作業の手順とかいろんなことは医師会の先生方と十分、今協議を詰めているところでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤 人巳君） 加藤幸雄君。

○議員（9番 加藤 幸雄君） 1番は明日からの5連休。湯布院の中の別荘にはやはり県外の車がかなり入ってくるだろうなという予想もしていますし、もう来いてる方も何人かおられます。ずっとそこにいてくれればいいんですけども、どうしてもものがなくなったりすると、お買い物という形で下りてくる方たちも出てくるかなということで。この5日間が本当の勝負になってくるんじゃないかなと思っております。やはり私たちも注意しながら執行部のほうもそういうのを見極めながらコロナ対策に専任していただければというふうに思っていますのでよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） ほかに質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（2番 高田 龍也君） 2番、高田龍也です。よろしく願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス緊急対策事業、2款1項1目の特別定額給付金に関してですが、総務課長のほうからお話がありましたが、今月末のほうにはお手元に皆さん行かれるという話でよろしいんですね。早い方が5月末ということなんです、早い方で5月末っていうふうになるとですね、済みません、私の感情、考えで言うともものすごく遅いのではないのかなと思いま

す。済みません、湯布院のことだけ言って悪いんですが、現状今旅館や飲食店業さんはもう4月の頭から自主的に休業されている方もいらっしゃると思います。4月の収入がないということは、4月の生活するお金っていうものは今まで蓄えてきたもの、またそこに自努力で頑張ってきた方と思いますが、またこの現金給付が早い方で5月末ということになりますと、2カ月お金がないところでやっと国のほうが動いてくれて10万、それを首を長くして待っている方がいらっしゃると思います。

それと、国のほうはこれ今回手挙げ方式ではなくて、全国民に一律10万円配るという形をとったと思いますが、先ほど振込等の手続き、申請書を送付してそれを確認した後に、現金が早い方で月末に来るというふうになると、国が考えて手挙げ方式はやめた、一律国民に配るという話なのに、市のほうでは手挙げ方式をとるような形になってしまうのかな、何かちょっと矛盾があるのではないのかなっていうふうに思っているんですが。いろいろ確認作業しながらやっていかないといけない話だと思いますが。ちょっとスピード感、今困窮されている方々が多数いらっしゃると思いますが、そういう方々の気持ちに寄り添ったときにはちょっと市の対応としては遅いのではないのかなと思います。それのところを、少し考えていただきたいと思いますので、後ほど意見をお願いいたします。市の職員の皆さんは残業等で早く給付しようと思って頑張ってくれていると思いますが、国庫支出金で職員の皆さんには時間外手当というものが今回1,000万円近く計上されていますので、働いてお金を得られる立場の職員の皆さん。働きたくても働けない市民の皆さん。お金がない、働けないので収入がない市民の皆さんの思いを、市のほうとしてはしっかりと酌んでいただいて、後ほど答弁いただきたいと思います。

続きまして、3款3項1目新型コロナの生活保護の分ですが、この委託料、市の社協のほうの委託料になると思いますが、現状で緊急告知融資の窓口になられている方が2名だとお聞きしております。これ県社協のほうにもそういう対応ができる方をお願いすることはできる話しは聞いていますので、県社協の現状の財政の中から何人か派遣することができるという話は聞いています。それプラス市のほうで、お話を聞く方をふやしてするのか。なので、緊急小口融資とかそういう部分は、由布市は何人体制でやっていくのかということをお聞きしたいです。お願いします。

それと、7款1項2目緊急対策事業ですが、済みません、間違えました。8款2項1目緊急対策事業、道路維持の分です。建設課長、この事業をすることによって、何名の雇用というものが生まれるのか。それと、先ほど来から、失業者等という話が出ていましたが、その等の中にどういいう方が含まれるのかということも詳細説明をお願いしたいと思います。

最後に、この今回コロナ緊急対策ですが、これは由布市にとって第1弾ですか。これ今後由布市民の皆さんが生活困窮者、会社等の維持ができないよっていう方々がふえた場合には、第2弾、

第3弾と対策、由布市として独自の考えを持ってやっていかれるのか。それとも、これがとりあえず由布市の考えであって、国、県のほうが何らかの動きをしたら市は考えるという考え方なのか。由布市独自で第2弾、第3弾を今現在考えていらっしゃるのかということをお聞かせしてもらいたいです。お願いします。

○議長（佐藤 人已君） 総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。お答えをいたします。

初めに、特別定額給付金の事務の流れ等について遅いんじゃないかという御指摘でございます。確かに今、小さな自治体等では既に支給をしているというニュースが流れておるところで市民の方ご覧になっていると思います。ただ、先ほど申しましたとおり、由布市においても遅れをとるわけにはいかないということで国の補正予算成立前から本当に手探りの状態でシステムの改修についての協議、あるいは返信用の封筒についての業者の方との協議、あるいは体制の整備についてできる範囲のことでやってまいりました。できる限り早くということで、当初は5月18日発送の予定だったんですけど、職員全員で封入封緘等を行うということで、それよりも3日、4日早く申請書をお届けできるようにということで今体制を整えているところです。

他の自治体について特に由布市が遅いというわけではないというふうには思っておりますので、この日程で御容赦をいただきたいというに思います。今の時点ではもうこれがいっぱいいっぱいという状況です。

総務課からは以上です。

○議長（佐藤 人已君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（馬見塚美由紀君） 福祉事務所長です。お答えいたします。

先ほどの社協さんのほうが行なっています資金の貸付につきましては、県の社協のほうで申請受付につきましては人件費の分も見ていただけるというふうには聞いております。市としましては、この資金の貸付に緊急小口資金と総合支援資金の貸し付けってこの2種類がありまして、緊急小口ってというのは1回限りの貸し付けなんですけども、総合支援ってというのは原則3カ月ってことで、長く借りられるって資金になっていますが、そのために自立支援に向けた必要な支援ということも求められておまして、これはもう今緩和されて要件にはなっていないんですけども、やっぱりそういう借りられた方の中には自立した生活を目指されて支援と一緒に考えていったほうがいいって言われる方も多くいらっしゃると思いますので、その部分も含めまして、市のほうであの今回委託料として増額をさせていただいております。

それから、社協の体制です。お伺いしたところによると、相談者が結構あるということで、現在7名体制で実施をさせていただいてまして、できる限り待ついただかなくていいように、連絡を受けたら次の日にはもう面談の予定を取るというふうに最大限の体制をとっていただい

るとお伺いいたしております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。お答えいたします。

先ほど議員質問の雇用の人数の件なんですが、現段階では今後委託する建設業者で雇用していただくというのを条件としておりますが、どのくらいの人数が来るか、雇用ができるかというのは把握できておりません。今後、委託を発注する場合には雇用が条件ということで入札等になるかと思いますが、その時点でおおよその人数等がわかってくるのではないかと思います。

できるだけ建設業者さんの御協力を賜りまして、多くの雇用ができるようにお願いしたいと思っております。

それから、先ほど失業者等と言いましたけど、その中には休業等減額された方々もいらっしゃるんじゃないかなと、そういう意味で等と付けさせていただきました。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 最後の市の施策、これだけかという御質問ですけども、今回は本当に事業継続と雇用維持のすぐ対応しなくちゃいけないものについて、いろんな形で協議して、なるべく早くということで今日の臨時会を開催させていただいたところです。今後、ぜひ国がいろんな支援をしているので、それを御紹介しながら、それも活用していただきながら、これが最後ということではなくて、必要があればまた市の支援策等も検討してとっていかないといけないと思っています。

今のところ、具体的な計画については、また状況を見て変わってくるものだと思いますので、また御提案させていただきたいと思っておりますし、これが落ち着いた段階で今度は景気が上向くような施策も考えていかなければならないというふうに思っておりますので、これだけではなく、いろんな施策を今後も十分とっていききたいというふうに思います。

それと、定額給付金ですけど、これは先ほど言いました物理的な、ちょっと要する時間が要りますので、また、市民の皆さんには不公平になってもいけないわけで、その辺を十分考慮しながら最短で取り組んでいるところですので。当然、マイナンバーカードの受付等ができるようになっていきますけれども、それは由布市でも本日から受け付けるようになっております。

それと手挙げ方式というのが市が違うんじゃないかという御意見ですが、これは全国一緒で同じ様式で市民の皆さんにこちらから、お知らせをして、当然口座番号を書きいただかないと振り込めませんので。また、当然今の状況で、なるべく郵送でやり取りをしていただきたいと思いますと思っております。受付が混雑して、またコロナの感染拡大につながることをないように郵送で口座番

号の受け取りをやって、それをまたうちは入力をして銀行に振り込む手続きをしなくていけませんので。その市がする期間はなるべく職員全員で対応して短くして、今のスケジュールとなっておりますのでぜひ御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 人已君） 高田龍也君。

○議員（2番 高田 龍也君） ありがとうございます。市長のほうからこれ第1弾ということで、今後の状況を見据えながら、第2弾、第3弾と打っていただけるんだろろうと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

行政だけではなく、市議会議員も市民の皆様の声を一歩聞く存在だと思っておりますので、ぜひ今後のことを考える場合は、市議会議員の意見も参考にさせていただきたいと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

通常の一般質問でしたら、私は質問と提案をしていますので、1つここで提案させていただきたいと思っております。定額給付金、現行の制度にのっとっても、全国的にはこういうものであって、由布市は遅いものではないという答弁ですが、基幹産業として観光地を抱えている由布市で考えた場合には、生活困窮、現金が手元になくなっていく方が多数いらっしゃると思っております。由布市独自で考えていただきたいなと思っておりますので、ぜひ国のほうから定額給付金で薬務費、委託料、費用弁償等が入っておりますので。私は行政の皆さん、信用していますので、ぜひその現金持って住民台帳見比べながら現金を配って回るぐらいあってもいいんじゃないかなと思っております。

職員手当の分で残業日で1,100万円ぐらい出ていますが、この職員手当ではなく、ここで緊急雇用を生み出すという考え方はあるのかなっていうのもちょっと後でお聞きしたいなと思っております。3款3項1目の生活保護等の分ですが、今7名体制ということですが、今回この予算につくことによって、これが7名から人数がふえて、今まで以上の対応をしていただけるということですのでよろしいのですかね。そうなった場合は、今すごい相談者がふえているということですが、現状1日平均で、この人数がふえた場合に対応できる人数と今後予想される人数に対しての割合的なものに今回の予算措置なのかっていうのもちょっとお聞きかせください。この2項目、聞かせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。お答えをいたします。

特別定額給付金の緊急雇用の面ですが、予算で報酬を組んでおります。会計年度任用職員という細目でございます。これについては申請で、こちらから発送いたしまして、それから申請書が返ってきた、あるいは口座のない方については、もしかしたら窓口にお見えになるというような、そういう対応については、緊急雇用ということをまず頭に向けて、この予算計上をさせていただ

いているところです。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（馬見塚美由紀君） 福祉事務所長です。お答えいたします。

社会福祉協議会のほうから申請につきましては、3月の末と4月の12日の週がかなり多くて、週には20件ぐらい受けたということを知っておりまして、最近になりましたは、大体受付の週で1週間あたり18件ぐらいとお伺いしておりますし、今後4月25日以降の想定のお受付数としては1週間で15件ぐらいということを知っていますので、その内容によってそれぞれ皆さん地域だったり湯布院に行かれたりとか挾間に行かれたりとかいろいろな状況もございますので、1日に3件から4件受けられるというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをいたします。

職員が現金を持って配れというお話もありましたけれども、これも先ほど言いましたようにやっぱり公平性というのも考えていかななくてはなりません。早い人と遅い人があってはならないというふうに思っております。

それと、これに対して雇用をとということも十分検討しました。ただ、これスピード感が、先ほど議員が言うように必要ですし、個人情報扱う業務にもなります。ですから、もう職人が一気にやったほうがやはり市民の皆さんに届くスピードは速くなるという判断で今回の予算だてを行ったところです。

どうぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 高田龍也君。

○議員（2番 高田 龍也君） 3回目です。お願いします。

スピード感を持ってやってくれるということで市長よろしくお願いします。副市長もよろしくお願いします。本当に現金が現時点なくて困っている人が多々います。本当に苦しいんです。この今苦しい方々の思いに寄り添ってください。ぜひよろしくをお願いいたします。なんかもう言おうとしたんですけど、2回目か3回目かわからんことになったんで、申しわけございません。

最後に、各振興局長、最寄りの振興局に相談に行く方が多いと思います。生活支援を受けようとして、庄内の社協のほうに行ってくださいっていう話を受けて、それ行くに電車賃がなかったんやっていう話もちょっと聞いています。なので最寄りの各振興局長さん、湯布院、庄内はまあ近いんであれですけど、挾間の振興局長さん、各振興局に相談窓口というものは設置されているんですか。それとも案内掲示はされていますか。済みません、今私湯布院出身なんで挾間はちょ

っと見に行っていないんですが、湯布院振興局に関して言えば、どこに行っていいいんか全くわかりません。受付の方に聞いたら、いや担当じゃないんでちょっとわからないですっていう答えもいただきましたので、ぜひ親身になってそういう提示をしたりとか、各振興局で対応ができるよと。ましてや、もう社協に行かないといけないよというふうになった場合、ぜひ電車賃、車代がないとかいう方は市の職員の送迎時のなかなか難しいのかなと思うんですけど、マイクロバス等持っていますので、何時に集まって、何時出発で社協に行けますよとかいう体制ができれば、皆さん一括して、話もできやすいのかなと思います。そういう提案もしてきますので、ぜひそういう考えで動いていただけませんかでしょうか。各振興局長お答えをお願いいたします。それが大きい判断で市長、副市長に聞かないとわからんということだったら、市長、副市長最後にどうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 相談体制は十分振興局の職員にも丁寧に対応するように申し伝えておりますし、今後もそういう体制でいきたいと思えます。

先ほどの相談について、マイクロバスで送迎するかどうか、職員が送迎するというのはまたこれはちょっと法律的とか事故の際どうするかとかいろんな問題があるかと思えます。マイクロで送るかとかということについてはやっぱり状況がどういう状況か、振興局に本当に10名、20名押しかけてくるとかそういう状況があればそういう対策も考えていきたいと思えますけれども、状況をみさせていたきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

これで令和2年第2回由布市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時55分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員